

令和元年度第7回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和元年10月10日(木) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	4番	田中	豊秋	5番	綾木	晴子	
	6番	丸山	武	7番	河村	久雄	
	10番	谷尾	友枝	11番	宮本	彰太郎	

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	保田	公範
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 3番 山寄 幸臣 8番 田中 正則 9番 木原さち子  
竹内 俊雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 1番 山根 祐一 2番 西田 悦子
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について
- 第6 議案第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 第7 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

## 6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員 3 名。農地利用最適化推進委員は 1 名です。</p> <p>出席者数、農業委員 11 名です。定足数に達していますので令和元年度第 7 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、1 番 山根 祐一委員、2 番 西田 悦子委員にお願いします</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を 1 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 8 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 10-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。</p> <p>受付番号 10-1 について説明をします。</p> <p>土地の所在地 万代寺地内 1 筆、石田百井地内 3 筆 台帳地目 2 筆は畑、2 筆は田 現況地目も同じです。面積 117 m<sup>2</sup>、125 m<sup>2</sup>、930 m<sup>2</sup>、1,755 m<sup>2</sup> 合計 2,927 m<sup>2</sup></p> <p>所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、譲渡人の父親が亡くなられ農地を相続されることになりましたが、町外へ居住されていますし、仕事が忙しく耕作</p>

ができないということで、近くに居住されており、以前、申請地を耕作されていた譲受人に売買されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 44 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻と野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、3番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていましたが、欠席ですので事務局で報告をお願いします。

事務局 山寄委員から調査報告がありましたので、代わりに報告させていただきます。この案件は、両者の親の代の時になりますが平成30年2月委員会に3条申請が提出され許可となりましたが、その後平成30年5月委員会で取下げをされたという経過がある土地です。この度、譲渡人の父親が亡くなられ、今後は維持管理ができないということで、再度売買の話がされまとまったものです。譲受人はきちんと耕作されていますので、問題ないと考えるところでした。  
この件につきまして質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。  
続きまして受付番号11-2について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 11-2 について説明をします。

土地の所在地 船岡殿地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 866 m<sup>2</sup>

所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人は高齢になり今後も耕作できないということで、以前より耕作されていた譲受人に売買されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40aです。申請人は保有農地6,187m<sup>2</sup>の内4,031m<sup>2</sup>を地域で組織されている農事組合法人へ貸付けておられ、経営面積は今回譲り受けられる農地を合わせ3,022m<sup>2</sup>となっております。

しかし、申請人が構成員であり譲り受ける農地をその農地所有適格法人へ貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということを農業会議に確認しておりますので問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、果樹、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、10番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしておりますので報告をお願いします。

谷尾委員

10月7日に両者に聞き取り調査を行いました。譲渡人は高齢であり、今後農業はできないということで、近くに居住されている譲受人が耕作されるということで間違いありません。譲受人はきちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょう

	か。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 12-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 12-3 について説明をします。 土地の所在地 池田地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 215 m <sup>2</sup> 所有権移転売買です。 理由につきましては、譲渡人は父親から農地を相続されましたが、 町外に居住されており農業経験もなく耕作管理できないということで、 近くに居住されている譲受人が耕作されるということで話がまと まったものです。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はト ラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者 数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕 作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕 作を行うものと認められます。 農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、譲受人の住所 が鳥取市になっていますが、仕事の関係で住民票のみ鳥取市に移され ているということで、実態は実家である池田に居住されています。 申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本 人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められま す。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の 下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及 び農地基本台帳で確認した結果 68 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申 請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の 総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長 (会長)	この件につきましては、3番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いして いましたが欠席ですので、事務局で報告をお願いします。
事務局	山寄委員から事前調査報告がありましたので、代わって報告させて いただきます。 譲受人は間違いなく池田集落に居住されており、農地も多く所有さ

れ耕作されていますので、問題はないと考えるとのことです。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。  
続きまして日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。  
八頭町長から令和元年9月27日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。  
議案書の2ページをご覧ください。  
今月は通常の利用権設定が新規2件、更新1件、合計3件です。面積はすべて田1,858㎡です。  
中間管理事業分は新規1件です。面積は田2,914㎡です。  
すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定分 受付番号54-1から55-2について審議を行います。  
事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 54-1 から 55-2 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして通常の利用権設定分 受付番号 56-3 についてですが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。</p>
	（関係委員退席）
議長（会長）	<p>それでは受付番号 56-3 について審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定 受付番号 56-3 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。</p>
	（関係委員入室）
議長（会長）	<p>続きまして中間管理事業分 受付番号 53-1 について審議を行います。この件につきまして質問意見ありませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 53-1 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農用地利用配分計画案について説明します。</p>

八頭町長より令和元年9月27日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号65-1について説明します。

先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地2,914㎡を借受け希望のありました地域の担い手である1法人へ配分するものです。

議長（会長） 整理番号65-1につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、整理番号65-1について申請どおり決定します。

以上で日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第6 議案第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号 耕作放棄地の農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。

委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査、通称農地パトロールの結果を基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。

これらの農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。

議案書5ページから9ページをご覧ください。

今回は安部地域を審議対象地としておりますが、上私都地域の同意書が2筆遅れて提出されましたので、その追加分を提出しています。筆数は安部地域76筆 面積55,236㎡、上私都地域2筆 面積161㎡、合計78筆 55,397㎡です。

今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を送付し、町税務課に対し「地方税法第381条第7項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届け出を行う旨」要請することとしています。その後農地台帳から削除する予定で



す。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。  
以上で日程第6 議案第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。  
続きまして、日程第7 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●9月委員会で審議した4条申請2件と5条申請2件については、9月25日付けで承認されました。  
●次回農業委員会は11月12日（火）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。  
以上です。

議長（会長） 以上で第7回農業委員会を終了します。  
終了（14時30分）